

第469回（定例）福崎町議会会議録

平成28年9月26日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成28年9月26日、第469回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の所管事務調査申出
- 第 7 閉会中の継続審査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の所管事務調査申出

第 7 閉会中の継続審査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。
質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
9月6日の本会議2日目において、議案15件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に、決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりました。さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
決算審査特別委員会、宮内委員長。

宮内決算審査特別委員長 平成28年9月6日、第469回定例会の2日目に設置されました決算審査特別委員会は、議長と議会選出監査委員を除く12名で構成されました。

委員各位のご配慮により、委員長に私、宮内富夫、副委員長に山口純議員が選出されました。

審査日は9月7日、8日、9日、12日と4日間にわたり、委員12名とオブザーバーの議長により、慎重に審議、審査いたしました。

議案第50号、平成27年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第51号、52号、53号、54号、55号、56号、57号の平成27年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上8議案を審査しました結果、全議案とも全員一致をもち、原案どおり認定することになりました。

審議の内容につきましては、議会選出監査委員を除く全員参加となりますので、詳細については割愛させていただきます。

委員長、副委員長協議の結果、重点なる質疑と思われました項目について、報告をさせていただきます。

歳入につきましては、地方交付税について、「基準財政需要額がふえている、その理由は」また「需要額に比べ交付額の伸びが少ないのではないか」。

「需要額がふえている理由は地域の元気創造事業、人口減少等特別対策事業費の新設、全体的には単位費用等の消耗品などの増加により、いろいろな関連の中でふえている」「交付基準額は、需要額から収入額を引いたものですが、交付額、基準額自体はそこで決まってくるが、臨時財政対策債もありますし、総額としては若干ですがふえています」。

次に、「障害者自立支援給付金、給付費と負担金があるが、5,000万円以上あったのになかなか減っている。対象者が減っているはずがない」。

答弁といたしましては「申請の誤りがあり、28年度にその余り分3,500万円余りが入ってきます」。

「申請の誤りとは、本人の申請誤りなのか、添付書類のミスか、町行政が県への申請がおくれたのか」、「5,300万円から1,500万円の金額は大きい。障害者にお金は行き渡っているのか」。

「町側の申請誤りです。歳出のほうで給付していますので、障害者には迷惑はかかっていません。歳入おくれです」。

「どのような誤りなのか。改善策は」。

「申請書類の誤りです。今後誤りを繰り返さないよう、担当者によく伝えます」。

「園児送迎バスは、26年度に比べ、27年度は大幅に減少している原因は」また「燃料代とか運転手の賃金は」。

「26年度は32人で27年度は12人となり、金額は減少しました。理由として、制度改正により、保育の短時間利用者が利用しにくくなったのが原因です」、「1台でフル稼働しております」、「バス利用料として、保護者負担でいただいています。従前とは変えていません」。

次に、町債では、「少額な起債があるが、起債を発行する必要は」また「金利の違いは、なぜか」。

「自然災害防止債など、交付税算入があるので、少額でも借り入れする方針でやっています」、「金利は市町村振興協会は特別有利ですが、縁故債は見積もり合わせて行いますので、どうしても高い金利となっています」。

歳出では、「固定資産台帳システムには、簿価と取得価額が当然記載してあるのか」。

「土地、建物、工作物は年度における取得価額を登録しています」、「土地については、昭和59年以前については、備忘価額1円とする規則もありますが、取得価額がわかるものは全て表示するよう整備いたします」。

「絵画、つぼなど、美術品の取り扱いは」。

「美術品については、価格をつけるのには大変お金を要しますので、鑑定などは行っておりません」、「特に美術品の絵画については非常に難しいです。実質的に寄附を受けたものは値段がつけられるのか、つけられないものかわかりませんし、絵画等を資産台帳に上げて、どういう処理をしていくのか難しいと思います。ただし、項目としては、つくっておくべきだと思います」。

「防犯灯は3年間で町有のものはLED化をするということだが、各集落が管理している防犯灯の補助金は幾らか」。

「町は1基1万5,000円です。業者によって差はあるようですが、おおむね1万5,000円で収まっているようです」、「2020年には蛍光灯の生産が中止と聞いています。そのあたりまで補助してはどうかと思います」。

「集落管理の防犯灯もかなりある。町は3年計画で換えると言われている。集落管理の防犯灯も町に合わせて変更の補助金を組む考えはないのか」。

「各区長に防犯灯の調査をしています。補助金には限りがあります。2020年までに平準化していただくような形でお願いしています」。

「老人ホームの措置人数は」、「施設が老朽化している。予算上どのような努力をしているのか」。

「1年間の平均は45名です。介護保険制度との関連で、措置者が在宅での介護がふえ、減少の傾向にありますので、各市町の担当課とか病院のほうにも退院時の入所の案内をするなど取り組んでいます」。

「雨漏りなどは老朽化が原因で発生しています。その都度修理しています。ほかにも管理棟は屋根の防水が弱ってきています。全面的な修理は多額となりますので、必要に応じ、補修となっています」。

「給食材料費購入方法は」。

「生鮮食料品は町内業者2社と姫路から1社でお願いし、3社で見積もりをお願いしています。しかし、町内業者2社については、どちらかが辞退することが多く、主に1社に偏っていますので、それで姫路の業者1社に見積参加をお願いしています」。

「辞退の理由は何か」。

「生鮮食料品は腐敗など、温度管理の問題もあり、搬入条件など業者には守りにくい点があるようです」。

次に、「認定こども園は、建物が新しく、また改修もされている。なぜ、このような施設修繕費が必要なのか」。

「旧の幼稚園舎を活用していますので、その旧園舎の雨漏りや水漏れなど、設備の修繕に要しました」。

次に、「特定不妊治療費助成の対象の説明と効果は」。

「申請者は25組で、治療によるが1回10万円、5万円を支給しています」、「妻の年齢が43歳未満です。助成回数は40歳未満であれば6回、40から43歳までは3回となっています」、「申請された方で妊娠されたのは11組です」。

次に、「子どもの肥満が改善されていない」、「統計的、年代ごとの特徴はあるのか、分析は」。

「全体的には、幾らかは改善されていますが、数字的には大きく変わりません」、「小学校3、4年生が多いと思います。内容分析には至っておりません」。

次に、「市川本流漁業協同組合がもう少し機能するような形で、銀の馬車道のように、神河町と連携できないか」。

「活動としては、ヘラブナを構成地域ごとに放流しました。市川でのイベントには、約100人が集まっていたいただき、アマゴのつかみ取りや環境学習の紙芝居をしたり、公園掃除をしていただきました」。

次に、「バイオマストイレ、天狗購入費などは購入費となっているが、設置工事費、基礎工事などはどのようになっているのか」。

「どちらも購入費に含まれています。工事込みの費用です」。

「明細は分かれているのか。発注の方法は」。

「請求の中では分かれています。固定資産台帳登録時には分けて登録しています。今後は発注のポイントを捉え、それぞれの節で計上したいと思います。備品と一体的なものは備品費で、別発注のものは分けて計上します」。

次に、空き家住宅データベース構築業務委託料について、「町は317軒、現状は」。

「国の地方創生先行交付金を使用し、整備しています。活用が可能な空き家

は所有者に連絡し、空き家データバンクへの登録を進めています。危険な空き家27軒については、指導書を送っています」。

次に、「歴史民俗資料館、柳田國男生家には多くの観光客が来ている。建物が古いが耐震性はどうか」。

「常時、職員が巡回しており、危険な場所がないか見ており、緊急性のあるところからすぐに手直しし、来訪者の安全、安心を確保しています」。

次、「三木家住宅の保存整備1期工事が27年度で終了した。総工事費は幾らかかったか」、「2期工事については」。

「2億874万2,760円です。来年度から2期工事に入るのかは不確定です。活用の仕方により内容が変わってきます。概算では2億3,500万円程度と見えています」。

以上、一般会計を終わりまして、特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計、「特定健診の未受診者への対応は」。

「970人は電話番号がわかる人で、電話をかけました。そのうち連絡をとれたのは456人でした。受診されたのは89人でした。それ以外の人は、電話番号がわからないので、連絡をとっておりません。電話による勧奨は2回までと決めています」。

後期高齢者医療特別事業会計では、「県下の市町によって、1人当たりの医療費が違う。当町は県下でどの程度か」、「差は、町からの納付金と被保険者の保険料がかかってくる。反映されるのか、されないのか。また、保険料は」。

「県下の平均93万8,847円、福崎町は76万5,935円、順位的には41市町中38位で、医療費が安いほうです」、「保険料は県下一律です。豊岡市、加美町の一部については軽減措置がありますが、30年度からは一律です」。

「地方ほど高度医療が受けにくい、保険料が一律だと不公平感を感じる」、「当町は健康づくりに取り組んでいる、何とかならないか」。

「制度的にはそういうわけにはいきません」ということです。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、「適正化のため、県と合同で介護保険サービス事業所監査」、「町で地域密着サービス型事業所実施指導となっているが、内容を」。

「中播磨健康福祉事務所との合同監査はおおむね適正との結果です」、「町が行った指導は3事業所で、1事業所で人員配置などによる減算が見つかりました。改善の報告を求め、介護保険の基準により、5月から人員減算で請求となっております」。

農業集落排水事業特別会計では、「公営企業会計になると、各集落の積立金が1本になる。取り扱いはどうなるのか。今後積立はどうなるのか」。

「基金としては全体で管理するが、管理上は集落の基金として管理していきま

す」、「これまでは使用料の30%を積み立てていましたが、27年度からは積み立てていません。維持するだけです」。

公共下水道事業特別会計では、「稼働されて10年になる。汚水処理の膜の状況は」、「全国初の大型処理施設であり、注目度が高い。耐用年数は」、「1年の経費はどれぐらいの見込みか」。

「基本的には、膜は10年とされています」、「現在、6池が稼働しており、うち、1池が10年を経過しています。2池の余裕がありますので、状況により、カートリッジの交換を考えています」、「現在、10年を経過したものは使わずに置いている分もあります。今のところ10年以上使うのが妥当か否かはわかりませんので、10年を目途としています」、「事業者と相談し、10年経過した

ものでも使えるものは使っていく、経費を安くなるよう考えています」。

公営企業会計の水道事業では、「高度浄水処理施設が誕生し、大型施設が完了したとある。白濁水による遅延となったが、8月から本格稼働になったと聞いている。経過の報告を求める。

「本年2月に送水したところ、3月に入り水が濁っているとの苦情があり、調査の結果、中継ポンプ4台にキャビテーションが起きているのが3月末に特定されました。その後、6月末に中継ポンプ2台を交換したら、キャビテーションは解消しましたが、まだ白濁が起きているとの苦情があり、原因究明を早急に行い、溶存酸素の量に着目し、水の中に空気が多く含まれることが白濁の原因ではないかということです。7月に急速ろ過器と着水堰が原因であると判明しました。7月以降に失敗しながら、原因を直していきました。その結果、8月から苦情がない状態です。なお、逆洗、ろ過器の中の砂を逆から水を通し目詰まりを取ることです。中にエアを含む量がふえることが新たにわかり、9月末から10月にかけて、対応工事を行いたいと思っています。あわせて、中継ポンプの残り2台も直していきます。この間は直接井戸の水はろ過器を通さず以前のようになります」。

「着水堰とは、どういうものか」。

「田んぼの井戸からくみ上げた水を1つにまとめ、いったん落ちつかせる役目です。今回の工事で新たにつくりました。工事費はコンサルタントと施工業者が負担します」。

「八反田水源地は以前あったが、認可の取り消しがあったのか。水道施設はどうなっているのか」。

「認可の取り消しはありません。許可を取り消すと新しく取るのが非常に難しい状況です。予備水源地としています。施設はありますが、有姿除却していますので、価値がないという状況です」。

「八反田水源地については、固定資産台帳にあるのか、ないのか」。

「一部残っているかもしれませんが。資料を整理し、きょう、もしくは本会議場で説明をいたします」。

次に、工業用水道事業でございます。「使用水量と契約水量とに差がある。契約水量の見直しなどは考えられないか」。

「契約水量は責任をもって送水しますとの契約です。使用量の多い企業も少ない企業もあります。認可量2,000立方メートルです。各企業との契約は2,000立方メートルですから、見直すことが難しい状態です。契約時には企業の希望を聞いて契約をしております」。

現地視察は4カ所行いました。福崎小学校体育館で非構造部材の耐震化、福田水源地で高度浄水処理施設の白濁処理への対応、三木家住宅で第1期工事終了、老人ホームで施設修繕と入居者の現状ということで、現地視察につきましては、特にありませんでした。

これをもって決算審査特別委員長報告をさせていただきます。

議長 決算審査特別委員長からの説明が終わりました。委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の委員会審議について、報告をいた
常任委員長 します。

委員会は9月13日火曜日に開催し、本委員会に付託されました議案第59号及び議案第60号、並びに継続審議であります請願第2号について、慎重に審査を行いました。

審議の結果につきましては、事務局から朗読のとおり、議案第59号及び議案第60号については原案のとおり可決し、請願第2号については別添の継続審査申出書のとおり、さらに継続審議することに決定をいたしました。

審議の過程で特に補足すべき事項について、簡単に報告をいたします。

議案第59号、福崎町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職が特別職となったことから、当該条例を報酬等の審議の対象にすると、このように改正するものであります。

次に、議案第60号、平成28年度福崎町一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算に、それぞれ7,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億2,380万円にしようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、マイナンバー制度のシステムの整備や運用テストに要する経費並びに落雷による学校施設等の施設修繕料などの追加補正であります。

委員から「この落雷により、建物災害共済からどれぐらい補填されるのか」との質問に、「修繕費の全額を補填されるものとして130万5,000円を計上している」との説明がありました。

また、委員から「歳入予算の教育費県委託金として42万円計上されており、歳出予算として、福崎がんばりタイム指導員の賃金が同額計上されている。その事業の内容について」の質問がありました。

当局からは「この事業は県の委託事業で、放課後に地域の人材を活用した補充授業を実施するもので、学校の学力の向上に向けた取り組みとして、県独自の事業であり、具体的には、授業についていけない、あるいは登校ができないといった保健室指導の生徒や、勉強を頑張りたいという生徒を対象に、週2回一、二時間、年間35週、放課後に支援する事業である」とのことです。

「昨年度もこの事業は実施しているが、今年度は県の事業として認められ、福崎東中学校で実施している」との説明がありました。

次に、債務負担行為の補正であります。これは福崎駅周辺整備用地先行取得事業による3億1,000万円が主なものであります。

また、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債や道路橋梁整備事業などで1億4,199万9,000円を追加及び変更しようとするものであります。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わらせていただきます。議員各位の賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会に付託を受けました議案審査の概要について、補足説明をいたします。

議案第58号、平成27年度福崎町水道事業剰余金処分についてであります。

この議案は、平成27年度水道事業会計決算における剰余金のうち、2,000万円を減債積立金、3,000万円を建設改良積立金に処分したいというものであります。

減債積立金は、基本的に繰上償還を目的とし、企業債の未償還残高が約8,000万円あるとのことで、タイミングが合えば返済に使うと説明がありました。

また、建設改良積立金について、今後、施設の耐震補強や老朽化対策に取り組むときに、建設改良積立金、もしくは内部留保金を活用し、地方債に頼らないよう進めるとの説明がありました。

委員から「減債積立金を毎年積み立てる必要はない。建設改良のほうに積み立てるべきではないのか」という質疑に対し、「減債積立金の妥当な額というのは難しく、1つの考え方として、利率の高い企業債の返済に備えるというのが目標」との答弁がありました。

次に、議案第61号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ22億7,520万円とするもので、その内容は、社会保障税番号制度電算システム改修と総合運用テスト業務委託料を補正するものです。

次に、議案第62号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

この議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億3,790万円とするものです。

その内容は、社会保障税番号制度電算システム改修に係る委託料で、歳出では総務費の一部を管理費、歳入では事務費として一般会計繰入金をそれぞれ80万円増額するものです。

委員から「どこでもこの税番号制度が出てくる。国が決めることだから対応しないといけないだろうが、総額でどのくらいかかっているのか。また、将来にわたりどのくらいかかってくるのか。また、セキュリティはどうか」という質問に対し、「マイナンバーに関するシステム改修と総合運用テスト支援分に分かれ、厚生労働省関係は、これでほぼ終わるのではないかと思います。一般会計におけるその他の分野としては、これからまだ内部事務の必要性が出てきます。金融機関との口座振替などの兼ね合いも含め、システム改修の必要性は出てくるものと思っています」との答弁がありました。また、セキュリティについては「セキュリティを含めた対応で、今後も民間と行政の連携が進むものと思っています」との答弁がありました。

マイナンバーの使用による具体的な効果については、「行政の効率化、公平、公正な社会の実現を目指すということ、複数の窓口を回らなくてよくなるといった利便性の向上がある」と説明を受けました。

事務の省力化については、「確定申告等が家庭ででき、年金支払も税務署に提出を要しないようなものについては、省略した取り扱いができる。役場内部で

はマイナンバーによって名寄せができていたりとか、また、医療機関と保健センター間の健康カード等の名寄せもできるようになり、厚生労働署において、医療機関のシステム開発も進んでいる」との答弁がありました。

次に、議案第63号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

この議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ16億6,690万円とするものです。

補正の内容は、社会保障税番号制度電算システム改修及び総合運用テスト支援業務委託料によるもので、国庫支出金と過年度返還金などを補正するものです。

歳入では、事務費の増額に伴い、一般会計繰入金を359万円増額し、還付金や償還金の増額に伴い、介護保険財政調整基金から1,411万円を繰り入れるものです。

次に、議案第64号、福崎町道路線の認定についてであります。

現在、進んでいる福崎駅周辺整備に合わせて、計画道路の一部区間を認定するもので、1級福崎駅田原線と2級2359号線の2路線の認定を求めるものです。

1級福崎駅田原線は、福田字中溝302番11地先を起点とし、福田字藤井341番1地先までの全長168.07メートル、幅員14メートルから129.2メートルの認定を求めるものであります。

2級2359号線は、福田字藤井330番1地先を起点とし、福田字藤井339番5地先までの全長89.04メートル、幅員4メートルから7.9メートル、事業用地の代替地提供のために先行して町道を整備し、土地の有効利用を図るため認定を求めるとの説明を受けました。

委員から「これまでは道路が整備されてから供用開始までの間に認定していたが、これから整備する道路を、なぜ整備に先駆けて認定するのか」という問いがありました。これに対して、「建物を建てる際に、接道していなければ建てることができず、道路法により新設される道路が2年以内に事業が確実に執行されると県が指定すると、道路がその間、仮の道路、仮の進入路でも道路の完成を待たずに建築確認が通って家を建築することが可能となるため」の答弁がありました。

また、「等級が1級と2級に分かれているが、区分を判定した根拠は」という問いに対し、「道路条件で枝線のほうを2級とする理由は、通常、開発行為により整備された道路は2級町道と認定しており、町の都合でつけた道路なので、今回は開発に準ずる取り扱いとする。3級に認定した場合、舗装等を直すときに、地元負担が生じてしまうため、2級町道として認定する」との答弁がありました。

「1級町道は主要幹線道路という扱いで、福崎駅田原線は都市計画道路であり、1級に格付するものです」との答弁がありました。

審議結果については、本委員会に付託されました議案第58号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会における付託議案の審査経過と結果をご報告いたします。

皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終
結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査につい
常任委員長 て、報告をさせていただきます。

委員会は、9月14日、9月23日に開催しました。

調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおり
ですので、要点のみ説明させていただきます。

まず、9月14日の委員会において、上下水道課より福田水源地浄水池の白華
現象の報告を受けました。

その内容は、福田水源地浄水池の壁面のコンクリートにひび割れが生じ、漏水
が発生し、そのすき間から水分とコンクリートの石灰分等が表面ににじみ出し
て固まる現象が発生しているものです。

報告を受けて、直ちに現地視察し、壁面のコンクリートのひび割れ等、現状を
確認しました。

委員会として、白華現象の発生からの経緯、今後の対応について、工事関係書
類の提出、近隣での福田水源地と同一業者、同一工法によって施工した施設が
ないか報告を求めました。

今後の予定として、第三者調査機関による調査を行うとの報告を受け、委員会
としても、調査の際に現地立ち会いする予定としております。

次に、宍粟市の安賀配水池が同一業者、同一工法による施工との報告を受け、
9月23日に現地視察し、宍粟市の担当者から施設及び工事の概略の説明を受
けました。

宍粟市の配水池は、平成22年度執行の高台に設置した施設で、福崎町の施設
とは立地条件が異なりますが、わずかですが壁面の一部に白華現象が見受けら
れました。宍粟市の担当者の話では、白華現象が生じている部分は水槽内の間
仕切り壁がとりつく部分で、水槽の壁と間仕切り壁の収縮度合いの差によっ
てひび割れが生じたのではないかとの説明でした。また、白華現象を生じてい
る部分についても、適切な補修を行えば、施設の耐用年数の影響は考えにくいと
の説明でした。

以上、民生まちづくり常任委員会の開会中の所管事務調査の報告とさせていた
だきます。

議 長 福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。

特別委員長 委員会は9月15日会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意
見交換をいたしました。また、現地視察も行いました。

要点は報告書に記載のとおりでございますが、若干の補足的報告をいたします。
事業の進捗状況についてであります。

9月9日現在の用地取得で、契約数は69筆中42筆、取得完了が36筆です。
69筆には、福崎駅田原線も含まれております。

今議会提案の債務負担が決まれば、契約交渉推進の大きな支えになるとのこと

であります。

工事業務委託進捗状況についても、資料により報告を受けました。

それぞれ、予定の期限内でできるとの見込みでございます。

公共下水道事業での雨水排水管路整備も着手され、工事が始まっております。

その雨水排水の対象面積は19.9ヘクタールでございます。

また、旧辻川郵便局の解体保管も始まっているとの報告がありました。

次に、バス運行社会実験についてであります。

8月末までの利用状況は、1日当たり61.9人とのことでございます。

平成28年10月からは、これまでの利用状況に応じたダイヤ改正及びバス停の増加を行います。22便から14便への減便も行うとのことであります。費用の減額は年度末に実績に基づいて行うとのことであります。

次に、県道甘地福崎線についてでございますが、今回対象事業内の県道につきましては、8月30日より仮設道路を完成として供用を開始いたしております。

北工区については、平成29年度よりの新規事業が決定したとのことであります。

次に、福崎駅前振興を考える会で予定されております駅前広場の利用等も含め、商工会館で駅の活性化を検討する会議を開催し、駅前交流広場の活用方法、駅前活性化についての検討を始めたとのことでございます。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第50号、平成27年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号、平成27年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第51号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第51号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第52号、平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第52号、平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第53号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第53号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第54号、平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第54号、平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第54号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第55号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第56号、平成27年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号、平成27年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第57号、平成27年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号、平成27年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第58号、平成27年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号、平成27年度福崎町水道事業剰余金処分について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第59号、福崎町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第59号、福崎町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第60号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第60号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第61号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第61号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第62号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第62号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第63号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第63号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第64号、福崎町道路線の認定について、討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第64号、福崎町道路線の認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。

それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

日程第7 閉会中の継続審査申出

議 長 次の日程は、委員会の閉会中の継続審査の申し出であります。

総務文教常任委員長から、委員会において審査中の、平成28年6月に提出されました請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願は、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、第469回福崎町議会定例会の日程は全て終了をいたします。

よって、本定例会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第469回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は9月2日に招集され、本日までの25日間の会期でありました。

本定例会に提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても、格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会の審議の過程で、議員各位が述べました意見等につきましては、今後の町政に十分反映をいただきますようお願いを申し上げます。

議会開会当初は残暑厳しい時季でありましたが、季節の移ろいは早く、10月に近づき、秋の気配が一層濃くなってまいりました。

議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に留意をいただき、議員活動と町政発展のために、一層のご精励を賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長から挨拶をいただきます。

町 長 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第469回9月定例議会は、議長も申されましたように、9月2日に招集し、本日の26日まで長い期間開催をしていただきました。

この間、台風が次から次へと発生し、東北地方、北海道に多くの爪あとを残しました。被災された方々に対しましては、一日も早く復旧されますようお願いのあります。

提案に対し熱心に取り組んでいただきました。27年度会計の決算審査を初め、多くの議案に当たりまして、このように真摯に取り組んでいただいたわけでありますけれども、議長も申されましたように、審議の際にいただきましたご意見、ご提案に対しまして、町政運営に当たり、取り組んでまいりたいと考えております。

10月は豊穰の月と言われております。広域的にも多くのイベントがあります。

10月1日、姫路大手前公園で大物産展が開催されると、このような形の中で展開が図られるわけであります。

集落におきましては、地域コミュニティの一番であります、秋まつりがあります。本年も大いにまつりが盛り上がるものと思っております。

行政としましては、4日に認定農業者連絡協議会の設立総会、また、7日から8日にかけては、岩手県遠野市の産業まつりへの参加、16日には、第31回八千種研修センターまつり、29日、30日には、第43回福崎秋まつりの開催があります。本年は、岩手県遠野市のラッパ隊が来町され、演奏されます。このラッパ隊につきましては、日本でも有数のラッパ隊だと聞いております。議員の皆様方におかれましては、ご参加をお願い申し上げます。

これからの季節は、日中は暑く、朝夕は若干寒いと、1日の中でも温度差がある時期であります。体調管理に努められ、積極的な議員活動をお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議

長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成28年11月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 三 輪 一 朝

福崎町議会議員 山 口 純